

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正および東京都職員の休暇制度等が改められたことを踏まえ、市職員の休暇制度等を見直したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 2 6 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 5 第 1 項中「していない」を「しない」に、「一つ」を「一」に改め、同条第 2 項中「、介護休暇の期間の初日から 2 年間に限り」を削る。

第 1 8 条の 6 第 1 項中「任命権者は、」の次に「職員が」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(介護時間)

第 1 8 条の 6 の 2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められるときは、1 日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「介護時間」という。）を承認することができる。

- 2 介護時間は、要介護者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護時間取得の初日から連続する3年の期間内において承認する。
- 3 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、最大2時間まで、30分を単位として行うものとする。
- 4 第15条第1項の規定による育児時間または青梅市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第30号）第9条に規定する部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該育児時間または部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 5 任命権者は、介護時間を承認し、または利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。
- 6 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに別に定める様式により行うものとする。
- 7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、別に定める様式により任命権者に届け出なければならない。

第19条の2第4項中「第1項および前項」を「前3項」に改め、「における」と、「」の次に「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「」を加える。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例要綱

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正および東京都職員の休暇制度等が改められたことを踏まえ、市職員の休暇制度等を見直そうとするものである。

2 改正の内容

(1) 介護休暇の見直し（第18条の5関係）

更新可能期間の上限を撤廃する。（現行：介護休暇の初日から2年間）

(2) 介護時間の新設（第18条の6の2関係）

ア 任命権者は、職員が連続する3年の期間内において、2週間以上にわたり介護を必要とする者の介護のため1日につき2時間以内（30分単位）で勤務しないこと（以下「介護時間」という。）を承認することができる。

イ 育児時間または部分休業と同日に介護時間を利用する場合は、1日につき合計で2時間の取得を限度とする。

(3) 介護を行う職員の時間外勤務の制限にかかる規定の追加（第19条の2関係）

任命権者は、要介護者を介護する職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。

3 施行期日

平成29年4月1日

ついて勤務しないこと（以下この条において「介護時間」という。）
を承認することができる。

2 介護時間は、要介護者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護時間取得の初日から連続する3年の期間内において承認する。

3 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、最大2時間まで、30分を単位として行うものとする。

4 第15条第1項の規定による育児時間または青梅市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第30号）第9条に規定する部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該育児時間または部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5 任命権者は、介護時間を承認し、または利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。

6 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに別に定める様式により行うものとする。

7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、別に定める様式により任命権者に届け出なければならない。

（育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限）

第19条の2 略

2および3 略

4 前3項 _____ の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を

（育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限）

第19条の2 略

2および3 略

4 第1項および前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、

<p>介護」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p>	<p>前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p>	
---	--	--

<p><u>付 則</u> この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>		
--	--	--